

令和 5 年度

第 1 1 回一宮市農業委員会総会

議 事 録

と き：令和 6 年 1 月 3 0 日（火）

ところ：一宮市役所本庁舎 1 4 0 1 会議室

一宮市農業委員会

一宮市農業委員会 第11回総会 議事録

令和6年1月30日（火）開催

<議事日程>

日程第1 議事録署名者の選出について

日程第2 提出議案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請許可決定について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請意見決定について

議案第3号 買受適格証明願（3条許可）意見決定について

日程第3 報告事項

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出受理報告について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出受理報告について

報告第3号 認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う事業計画報告について

報告第4号 現況証明報告について

報告第5号 一宮市等公共事業に伴う農地の一時利用報告について

<出席委員>

（農業委員：18名）

1 番 酒井 敏夫	2 番 岩田 良彦
3 番 奥 智子	4 番 熊澤 宣明
5 番 坂井 利弘	6 番 林 泰江
7 番 近藤 篤誼	8 番 （欠席）
9 番 岩田 健司	10 番 酒井 正明
11 番 小島 かな子	12 番 内藤 秀基
13 番 青山 真由美	14 番 佐々 均
15 番 浅野 富士男	16 番 星野 幸代
17 番 成瀬 宏満	18 番 杉本 ひろ子
19 番 江寄 正雄	

（農地利用最適化推進委員：17名）

1 番 木村 光雄	2 番 伊藤 末雄
3 番 伊藤 則夫	4 番 後藤 一敏
5 番 重松 健三	6 番 柴山 守男
7 番 木全 博	8 番 浅井 孝義

9 番 安田 正雄
11 番 青山 豊
13 番 梶田 政弘
15 番 市川 隆久
17 番 川井 達朗

10 番 立山 克生
12 番 後藤 充治
14 番 森 義光
16 番 大宮 憲治

<欠席委員>

(農業委員：1名)

8 番 佐野 正実

(農地利用最適化推進委員：0名)

<事務局>

事務局長 加藤 勝明
課長補佐 近藤 周二

専任課長 角田 篤彦
主 査 神尾 伊吹

開 会 (午後2時00分)

【加藤事務局長】

皆様、こんにちは。

定刻となりましたので、ただいまより「令和5年度第11回目の農業委員会」を開催させていただきます。

はじめに熊澤会長さんより、ごあいさつをいただきますので、よろしくお願いいたします。

【熊澤会長】

あいさつ

【加藤事務局長】

この後、総会を開催しますが、総会の議長につきましては、「一宮市農業委員会総会会議規則」第5条の2の規定に基づき、会長が総会の議長となっておりますので、以後の議事の取り回しについて、会長さん、よろしくお願いいたします。

開 会 (午後2時05分)

【熊澤議長】

それでは、ただいまから、第11回総会を開催いたします。本日の出席委員は、19名中18名出席ですので、会議は成立しております。お手元に配布しております次第に従いまして会議を進めさせていただきます。

はじめに、日程第1「議事録署名者の選出について」をお願いいたします。慣例に従いまして、私の方から指名させていただいてよろしいでしょうか。

議 場 [異議なしの声]

【熊澤議長】

異議なしとのことですので、私から指名させていただきます。17番 成瀬宏満委員さん、18番 杉本ひろ子委員さんのご両名をお願いいたします。

続きまして、日程第2「提出議案」を議題とします。

はじめに、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請許可決定について」を議題といたします。事務局、説明願います。

【近藤課長補佐】

事前に郵送いたしました表紙の右肩に提出議案と書いてあります冊子をご覧ください。表紙をめくりまして、1ページをご覧ください。

議案第1号についてご説明申し上げます。本案は、農地法第3条の規定による許可申請です。申請内容は、所有権移転3件です。詳細は、2ページをご覧ください。

70番につきましては、所有権を移転し営農を開始されるものです。71番、72番につきましては、経営拡大のため所有権を移転されるものです。

以上、農地法第3条許可3件につきまして、農地法上の許可要件をすべて満たしており、また担当農業委員さんに事前に議案を送付し、現地調査を行っていただきましたが、問題等の報告は受けておりません。以後の議案の案件につきましても同様です。宜しくご審議のほどお願いいたします。

【熊澤議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はございませんか。

議 場 [質疑なし]

【熊澤議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【熊澤議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第1号については、原案どおり可決・決定することといたします。

次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請意見決定について」を議題とします。事務局、説明願います。

【近藤課長補佐】

提出議案の3ページをご覧ください。議案第2号について、ご説明申し上げます。本案は、農地法第5条の規定による許可申請です。申請内容は、所有権移転10件、賃借権設定4件、使用貸借権設定7件です。詳細は、4ページから8ページとなります。

4ページの216番から6ページの226番につきましては分家住宅、227番につきましては工場を建築するものです。以上12件の都市計画法上の許可につきましては、いずれも建築指導課と調整済みです。228番から7ページの232番につきましては駐車場、233番につきましては駐車場兼資材置場、234番につきましては資材置場、235番につきましては太陽光発電設備として利用されるものです。8ページの236番につきましては駐車場兼仮設事務所として一時的に利用されるものです。立地基準である農地区分につきましては、各案件右端の備考欄下段のとおりです。また、232番の申請地は新川流域にあたりますので、特定都市河川浸水被害対策法上の許可について治水課と調整済みです。

以上、農地法第5条許可21件につきまして、宜しくご審議のほどお願いいたします。

【熊澤議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はございませんか。

議 場 [質疑なし]

【熊澤議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【熊澤議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第2号については、原案どおり一宮市長に進達することといたします。

次に、議案第3号「買受適格証明願（3条許可）決定について」を議題とします。事務局、説明願います。

【近藤課長補佐】

提出議案の9ページをご覧ください。議案第3号について、ご説明申し上げます。本案は、買受適格証明願（3条許可）意見決定についてです。今月の申請は1件です。詳細は、10ページをご覧ください。

5番につきましては、営農を開始するために所有権を移転する目的で、名古屋国税局が行う公売に参加するために、3条許可の証明の申請をするものです。

以上、買受適格証明願（3条許可）1件につきまして、宜しくご審議のほどお願いいたします。

【熊澤議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はありませんか。

議 場 [質疑なし]

【熊澤議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【熊澤議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第3号については、原案どおり可決・決定することといたします。

次に、日程第3「報告事項」を議題とします。

・報告第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出受理報告について」

- ・報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出受理報告について」
 - ・報告第3号「認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う事業計画報告について」
 - ・報告第4号「現況証明報告について」
 - ・報告第5号「一宮市等公共事業に伴う農地の一時利用報告について」
- を一括上程いたします。事務局、説明願います。

【近藤課長補佐】

事前に郵送いたしました表紙の右肩に報告事項と書いてあります冊子をご覧ください。報告第1号から報告第5号まで一括してご報告申し上げます。表紙をめくりまして、1ページをご覧ください。

報告第1号は、農地法第4条第1項第7号の規定による届出です。今月の報告は、2ページから3ページの7件です。4ページをご覧ください。報告第2号は、農地法第5条第1項第6号の規定による届出です。今月の報告は、5ページから9ページの所有権移転22件、賃借権設定2件です。10ページをご覧ください。報告第3号は、認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う事業計画報告についてです。今月の報告は11ページの1件です。12ページをご覧ください。報告第4号は、現況証明報告です。今月の報告は、13ページから14ページの7件です。15ページをご覧ください。報告第5号は、一宮市等公共事業に伴う農地の一時利用報告についてです。今月の報告は、16ページの3件です。

以上、報告第1号から報告第5号まで一括してご報告申し上げました。よろしくお願いいたします。

【熊澤議長】

ただいま、事務局の説明が終わりました。報告第1号から報告第5号について、何かご意見・ご質問等はございませんか。

【浅野委員】

報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出受理報告について、欄外に経緯書と書かれているものがあります。例えば、201番は法人が渡人となっているが、この法人はどのような法人ですか。

【近藤課長補佐】

201番の渡人は、不動産関係の法人です。

【浅野委員】

不動産関係の法人ということのようですが、それではなぜ、不動産会社が農地を所有しているのか。これは以前に不動産会社が農地法第5条届出をして農地を買って、その後、宅地に造成をして、地目変更をしないで農地の地目のまま再度売却する。このような案件が私の担当区域でもありました。市街化区域とはいえ、地目変更をせず何度も転用届を出すことについて問題ないか、確認をして後日教えていただきたい。

【熊澤議長】

他にご意見・ご質問等はございませんか。

議 場 [質疑なし]

【熊澤議長】

別段ご意見もないようですので、報告第1号から報告第5号までご承認いただいたものといたします。

【熊澤議長】

それでは、以上をもちまして、本日の議案審議を終了します。

本日、皆様に配布しております、議案書2冊につきましては、自席に置いたままとして下さいますようお願いします。

委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。

閉 会（午後2時30分）

上記の議事の経過の要領及び結果を明確にするため、議事録署名者において署名する。

議 長 熊澤 宣明

署名者 成瀬 宏満

署名者 杉本 ひろ子